

平成16年（行ウ）第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

## 求釈明申立書

2005（平成17）年11月30日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	佐々木	新一
同	南雲	芳夫
同	野本	夏生
同	猪股	正
同	小林	哲彦
同	川井	理砂子

外

第1 ハツ場ダム建設事業の水資源開発促進法上の位置付け（利水関係）について  
原告らは、2005（平成17）年9月7日付求釈明申立書において、『平成14年12月の利根川水系及び荒川水系における水源開発基本計画（乙18）は、「平成13年度以降、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を見直すまでの当分の間次の施設の建設を行う」とあることから明らかなように、

計画の目標年次の設定もせず、新たな水需要の予測も行わず、供給施設の目標も明確にしていない。』と指摘した（3頁22行目ないし4頁2行目）。

これに対し、被告らは、「同計画は、昭和63年の全部変更以降、7回の変更を経て現在に至っている。」としたうえで、「これらの変更は、これまでに計画中のダム建設を中止して、水需要に見合う水源開発基本施設を掲載したものである。」と主張しているだけで（平成17年11月30日付準備書面(4)2頁24行目ないし3頁1行目）、原告らの求釈明に明確に回答していない。

そこで、原告らは、改めて以下のとおり求釈明をする。

- (1) 昭和63年に水資源開発基本計画が全部変更された際に、埼玉県は、旧建設省（国土交通省）に対し、県内における具体的な水需要予測のデータを提出したか。
- (2) 昭和63年に全部変更された水資源開発基本計画は、関係各都県における具体的な水需要予測に基づき策定されたものか。
- (3) 昭和63年に水資源開発基本計画が全部変更された後、関係各都県における具体的な水需要予測に基づく水資源開発基本計画が策定されたことはあるか。
- (4) 昭和63年に全部変更された水資源開発基本計画の目標年次は平成12年であったが、それ以降に、関係各都県における具体的な水需要予測に基づく水資源開発基本計画が策定されたことはあるか。
- (5) 昭和63年に水資源開発基本計画が全部変更された際に行われた水需要予測は合理的なものと考えているか。
- (6) 埼玉県は、新たな水資源開発基本計画の策定に向けて、国土交通省に対し、県内における具体的な水需要予測のデータを提出したか。

## 第2 「埼玉県長期水需給の見通し」（乙第26号証）について

- 1 埼玉県は、平成11年に策定した「長期水需給の見通し」において、県内における水需要予測を行ったにもかかわらず、平成15年12月に改めて「長期

水需給の見通し」(乙第26号証)を策定したのであるが、短期間の間に2度も水需要予測を行った理由は何か。

- 2 埼玉県において平成11年に策定した「長期水需給の見通し」における水需要予測は、約4年後の平成15年12月の時点で過大な予測であることが明白になったということか。
- 3 平成15年12月に策定した「長期水需給の見通し」(乙第26号証)の基礎資料を全て開示されたい。
- 4 平成15年12月に策定された「長期水需給の見通し」(乙第26号証)は、平成27年度を最終的な目標年次とするとともに、平成17年と平成22年を中間的な基準年次としたうえで、各要素につき予測値を設定しているが、平成17年度における以下の各要素の実績値を明らかにされたい。仮に、現時点において、実績値を入手できない場合は、実績値を入手し次第これらを明らかにされたい。
  - ① 人口
  - ② 給水人口
  - ③ 1人1日最大使用量
  - ④ 1人1日平均使用量
  - ⑤ 1日最大給水量
  - ⑥ 1日平均給水量

以 上